

第二十七章 生産者が負担する税

セイは、製造品に対する課税の時期について、製造の初期段階に課すことによる不都合を誇張している。彼の言うところでは、製品は製造の過程で次々に製造業者の手を経るため、税を前払いしなければならず、その結果、各製造業者はより多くの資金を用意する必要があり、資本や信用の乏しい製造業者にとっては、しばしば相当の困難を伴うという。この指摘自体には異論はない。

税の前納の結果、納税のための立替資金に伴う利子などの資金コストまで価格に転嫁され、消費者の追加負担となる一方、その上乗せ分は国庫収入の増加には結びつかない。

セイの後段の異議には同意しない。政府が直ちに一、〇〇〇ポンドを必要とし、製造業者に課税したものの、業者は完成品の価格にその分を消費者へ転嫁できるのが一年後になると仮定する。この遅れにより、業者は税額一、〇〇〇ポンドに前払い分の利子一〇〇ポンドを加え、計一、一〇〇ポンドを価格に上乗せして請求せざるを得ないだろう。他方で消費者は、追加の一〇〇ポンドの支払いを負担する代わりに、本来直ちに払うは

ずの税を一年繰り延べるという実益を得る。実質的には、一、〇〇〇ポンドの資金を要する業者に、一〇パーセントなど合意の利率で貸し付けたのと同じで、金利が一〇パーセントなら一年後の一、一〇〇ポンドは現在の一、〇〇〇ポンドと等価だ。政府が徴税を製造完了まで一年遅らせれば、利付国庫手形の発行が必要となり、消費者が価格で節約する利子相当分と同額の利払いを政府が負担することになる。ただし、税を機に業者が自らの実質利潤に上乗せできる価格部分は別である。政府が国庫手形の利子として五パーセントを払うのであれば、それを発行しないことで五〇ポンド分の課税が不要になる。他方で業者が追加資本を五パーセントで調達し、消費者に一〇パーセントの利子を転嫁すれば、通常利潤に加え、前払いに対する利子相当分として五パーセントを上乗せできる。結局、業者と政府の利得や節約の合計は、消費者が支払う額と正確に一致する。

シスモンディは、著作『商業的富について』でセイと同様の立場に立ち、当該製造業者の利潤率を一〇パーセントとする前提のもと、製造業者が当初に支払った四、〇〇〇フランの税は、製品が五人の手を経ると最終的に消費者に六、七三四フランとして転嫁されると試算した。根拠は、最初に税を立て替えた者が次の製造業者から四、四〇〇フラン、さらにその次から四、八四〇フランを受け取り、各段階で一〇パーセントを上乗

3 第二十七章 生産者が負担する税

せするという計算である。すなわち、補償額は年率一〇パーセントで増えるのではなく、流通の段階ごとに一〇パーセントずつを複利で積み上げる想定である。税の立て替えから消費者への販売まで五年かかるなら、この見方は妥当といえる。だが一年で済むなら、必要な補償額は二、七三四フランではなく四〇〇フランで足り、立て替えに閑与したすべての者に年率一〇パーセントの利潤を与えるのに十分であり、製品が五人の製造業者の手を経ようと五〇人の手を経ようと結論は変わらない。